

岸和田市ウェブサイト・バナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱（平成20年9月1日施行。以下「事業要綱」という。）第14条の規定に基づき、事業要綱第3条第1号の規定による市ウェブサイトへのバナー広告（ウェブページに貼る画像による広告又はその画像をクリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ウェブサイトに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、事業要綱第5条及び事業要綱第6条に定める基準を満たすものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (2) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (3) 投機的内容又は射幸心をあおる内容を含むもの
- (4) ギャンブルに関するもの（宝くじ、スポーツ振興くじその他の公営のギャンブルを除く。）

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦55ピクセル×横170ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメ又は透過GIFは不可とする。）、JPEG又はPNG

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、別に定める場合を除き、類似広告の市場価格等を勘案して市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ウェブサイト、市広報等に募集公告を掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、広告掲載申込書を受理したときは、当該広告案及び掲載希望者が事業要綱及びこの要領に定める基準（以下「基準」という。）を満たすものであるかどうかについて速やかに審査するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により当該広告案及び掲載希望者が基準を満たすものであると認めたときは、当該認められた広告案について、募集する広告枠の数の範囲内において、広告掲載の申込みの受付順に広告掲載の承諾をするものとする。
- 3 広告掲載申し込み数が広告枠数を超える場合は、受け付け順により決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、基準を満たす者の中から入札又はせり売りにより広告主となる者を決定し、広告掲載の承諾をすることがある。この場合において、第4条の規定は適用しない。

5 市長は、広告掲載の承諾をしたときは、広告掲載承諾書（様式第2号）を当該掲載希望者に交付するものとする。

（掲載する広告の提出等）

第8条 広告掲載承諾書の交付を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長が別に定める期日までに掲載しようとする広告を提出し、及び市長が別に定める方法により掲載料を納付するものとする。

2 前項の広告は、広告主の責任において作成し、その費用は、広告主の負担とする。

（リンク先等の変更）

第9条 広告主は、広告のリンク先又は広告に係る画像を変更しようとする場合においては、変更の日の1週間前までに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（広告掲載の中止）

第10条 事業要綱第10条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告主への催告その他の手続を経ることなく、広告掲載を中止することがある。

（1） 指定する期日までに広告主が掲載料を納付しないとき。

（2） 広告主が事業要綱第9条の規定による広告の内容の訂正又は削除の要求に従わないとき。

（3） 市ウェブサイトへ掲載することが不適切であると市長が認めたとき。

2 事業要綱第10条又は前項の規定により広告掲載を中止したときは、既納の掲載料は返還しない。

（広告掲載期間）

第11条 広告掲載期間は、当該広告を掲載した月から連続して最大12箇月間とし、1月単位で市長が別に定める。

（掲載期間の延長）

第12条 掲載期間中に広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載されない時間が生じたときは、掲載されなかった時間数を24で除して得た日数（この場合において、小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）について掲載期間を延長するものとする。

（掲載料の返還）

第13条 広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかった場合で、かつ、前条の規定による掲載期間の延長が困難であると市長が認めるときは、当該掲載できなかった期間に係る既納の掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料は、日割りにより計算した額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、市ウェブサイトへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の岸和田市ウェブサイト・バナー広告掲載要綱第7条第2項、第8条及び第11条の規定は、平成22年4月1日以後に掲載する広告について適用し、同日前に掲載する広告については、なお従前の例による。